

イギリスの性教育政策が表出した成熟近代の政策理念 —経緯と理論問題—

広瀬 裕子

(専修大学)

1. はじめに

イギリス（イングランド）では、1980年代から1990年代にかけて性教育の法定化・必修化が進められた¹。このケースを、本稿は、成熟近代の政策理念の一つの典型的方向性を示すものととらえている。

1994年度から中等学校の性教育を必修としたイギリスの性教育の法定化・必修化は、近代社会が不可避に格闘することになる私的領域の不安定化という問題の存在を如実に映し出した。問題と格闘する過程で、公権力の価値領域不介入原則は留保され、「国家による私的領域のメンテナンス」という理念形態の政策が登場した。この一連の経緯は、成熟近代においては社会のメインストリームが自律的な個人で構成されないという事実を照射し、公私二元論の再考、強い個人という人間像の再検討、成熟近代における自由の意味の再検討という、近代社会科学の理論の根幹に触れる問題を提起している。

本稿では、1986年第2教育法（Education (No.2) Act 1986）と1993年教育法（Education Act 1993）をめぐる議会論争に焦点をあてて性教育の法定化・必修化の経緯を把握し、このプロセスが提起する理論問題を整理する。

2. 題材としての性教育

（1）理論問題の交錯点

性教育が置かれている場所はアンビバレントである。性教育の重要性は否定されないまでも学校教育のコアに位置づくことはない。親の教育の自由が重視されつつも積極的な親の関与が期待されるものでもない。きわめて意欲的で熱心な授業を行う教員がいる一方で距離をとりたがる教員も少なくない。教える内容についても、道徳的要素を強く持つと考えられている一方で、身体構造や生殖の仕組みを扱う知識の教育、望まない妊娠や性感染症を予防するためのノウハウ教育として理解されることもある。

もっぱら教育内容や教育方法に注目して言及されることの多い性教育であるが、性教育がきわめて私的性の領域を扱う教育である点に注目するならば、性教育が学校と宗教、学校と親、公

的領域と私的領域、国家と価値教育といういくつもの問題軸を俯瞰する場所にあることも容易に想像される。事実、性教育は、これらの軸を交差させながらしばしばプリミティブな理論問題として論議されている。本稿がイギリスの性教育に注目するのは、イギリスの性教育法定化・必修化がこうした理論問題を見えやすく集約したからである。多数の親が性教育を苦手とする実際的な状況がある一方で、親の教育の自由という原則論が重視されるイギリスの風土が、性教育に体現される理論問題を集約したといってよい。

(2) サッチャー政権下の変則現象

性教育の法定化・必修化は、1986年第2教育法が「道徳的配慮と家族生活の価値」を重視する方向で学校における性教育の目的を定め、1993年教育法が親に子どもを授業から退席させる権利を認めつつ中等学校の性教育を必修として、形が整えられる。この一連の動きは、サッチャー（Margaret Thatcher）政権の「反動性」を色濃く表す政策であると理解されていた。代表的なフェミニスト教育学者ミリアム・デイヴィッド（Miriam David）は、サッチャーによる諸策を、これまで培われてきた教育的コンセンサスを崩壊させ、自由主義と民主主義に則った教育に失敗のレッテルを貼り、教育の機会均等原則から家父長制道徳教育へ方向転換するものだとし、性教育が家父長的家族を増強するために利用されようとしているようだと警戒した²。ジェンダー、セクシュアリティ、教育学に関する研究者レイチェル・トムソン（Rachel Thomson）も、サッチャー政権下での性教育は、教育改革全体に道徳的レトリックをかぶせて「（労働党勢力の強い…筆者注）LEA（=Local Education Authority、地方教育当局…筆者注）の役割を攻撃する支持を広く無難に大衆に求めるための、'トロイの木馬'」とされたと指摘する³。

確かに、性教育に対する批判が熾烈になる中で、1986年第2教育法が性教育の方針を「道徳的配慮と家族生活の価値」に設定して性教育の法定化が始まったことは、性教育が道徳的復古路線を強化するためのターゲット領域にされ始めたと読ませるに十分説得的な兆候であったといってよい。しかしながら、性教育の法定化・必修化は、保守化政策の代表事例と読むにはあまりに変則的に進むのである。

2つの変則現象をあげておこう。第1は、このプロセスが保革枠組みを錯綜させながら進んだことであり、第2は、それまで保革両陣営に公式に共有されていた公権力の価値領域不介入という原則そのものが留保されたことである。すなわち、保守党政権下で必修化された性教育の内容は、保守派が支持するはずの禁欲や貞操の重視を教える性教育というよりは、性感染症の予防方法など保守派が敬遠してきた要素を多々含むものであったし、また、最終的に、公権力の価値領域不介入原則を留保して学校で価値観を定めて性教育を教えることにしたのであり、性教育の法定化・必修化の動きは、保革の軸とは異なった次元で進行していたと見るべきなのである。

(3) 変則の背景

性教育政策に見られたサッチャー政権下の変則については、解釈が試みられている。セクシュアリティ言説を分析しながら1980年代を読み込んだリチャード・ジョンソン（Richard Johnson）は、性教育は「道徳的伝統主義ばかりでなく、政治の文化の中に走りぬけ広範な文化的形成にも

影響を与えていた性に関する言説の不調和によっても負荷をかけられ混乱させられ⁴」こととなつたとして、この時期の性教育に一様でない複雑な力が働いたことを指摘する。また、サッチャヤー政権の特徴を「サッチャリズム」として分析しようとしたデイヴィッド・マークワンド (David Marquand) は、サッチャヤー政権の随所に現れる保革対立枠で把握できない不協和音を、いくつかの異質な要素が織りなすパラドクスとして特徴づけようとした⁵。

マークワンドがその鍵の存在を予感するのは、自由化と平等化を強く特徴とした1960年代に始まる、保守派が批判的な意味を込めて「許容的社會 (permissive society)」と呼ぶ時期である。すなわち、サッチャリズムは、「許容的社會と呼ばれた1960年代の文化革命に対するリベンジであると同時に継承でもある」とこの時期の政策の二面性を押さえている。この二面性故にサッチャリズムは、1960年代の後継者たちである「昨日のヒッピー」と、ヒッピーの頭を叩く機会を切望していた「伝統的価値の擁護者たち」の両方にアピールしたのだと説明する⁶。

変則の原因を許容的社會に遡って探ろうとするマークワンドの見立ては妥当である。本稿も許容的社會の遺産に、性教育の法定化・必修化の主要な推進力があったと見ようとしている。性教育が他の領域以上に保守化のターゲットにされたように見えたのも、性教育が他の領域以上に許容的社會の問題を映し出す領域であったからだ。10代の妊娠や性感染症の感染拡大という性教育領域に鮮明に映し出された許容的社會の遺産は、性教育が他の領域に先駆けて顕在化させた、自由の拡大による私的領域の不安定化問題に他ならない。この問題はしかしながら近代社會が変質したことによってではなく、近代が原則とした自由が拡大したことによって生じた、と本稿は理解している。

3. 性教育問題の概況

(1) 世俗化の進行と新しいタイプの性教育の登場

性は、性行動にとどまらずに家族や婚姻という広範な領域にかかわることからで、長らく共同体的価値規範、代表的には教会の教義の下に置かれていた。世俗化の進行とともに、宗教教義に依拠した性規範は批判の対象とされるようになり、規範とすべき性行動の社会的コンセンサスが大きく流動しはじめた。

自由化が顕著となった1960年代以降に進む性教育の革新的な動きを、マイケル・マーセル (Michael Marcel)⁷ は、「故意な曖昧主義」から「新しいリアリズム」へのシフトだと言い、パトリシア・キャンベル (Patricia Campbell)⁸ は、「性革命」への志向だと指摘する。性の真実の提示と快楽の重視を掲げる新しい性教育は、時には徹底した快楽主義や強制的異性愛批判をも射程に入れた先鋭的な文化革命的因素も持った。一部の教員によって実践され始めていた性教育の新しい動きは、イギリスでは家族計画協会 (Family Planning Association, FPA) の性教育参入⁹を期に全国展開していく。

新しい性教育の進展は、同時に、そうした動きに警戒感を持つ伝統的価値観を重視する人々からの熾烈な批判を惹起することになる。性教育論議は、そうした流れの上で通常新しい性教育に対する保守からの批判として展開される。欧州の性教育を政治的文脈で分析したフィリップ・

メレディス（Philip Meredith）は、対立する性教育の二大陣営を「伝統派」と「進歩派」として整理している。本稿では、その用語を援用して宗教教義を重視する性教育を「伝統的」性教育、1960年代から台頭する新しい性教育を「進歩的」性教育と呼ぶことにする。

表 性教育をめぐる基本的対抗枠組み

	性教育進歩派	性教育伝統派
政党	労働党	保守党
議会	下院	上院
民間団体	家族計画協会	道義心協会
宗教関係	世俗勢力	宗教勢力

(2) 進歩派と伝統派

メレディスは、宗教的教義を背景にして抑止的性教育を主張する伝統派を「プロ親、反学校」と特徴づけ、抑圧と無知からの解放を主張する進歩派を「プロ親、プロ学校」と特徴づける¹⁰。伝統派が性教育に関して反学校の立場を採るのは、多くの教員を擁する教員組合を伝統派陣営が敵視するからだけでなく、そもそも性教育は学校ではなく家庭で行うべきものだと考えるからでもある。また進歩派は、性に関する道徳的規制が長い間人々を抑圧していたと考えており、その抑圧を解くには性をタブーにせずに正確な知識と情報を共有することが必要であるとして、性教育を科学的アプローチで組み替えようと試みる。ただ、その試みは親には担いえないとして学校での性教育の必要を説く。

性教育論争の攻防の構図を簡素化して示すと【表】のようになる。

政党に関していえば、保守党が伝統派を代表し、労働党が進歩派を代表するというのが基本構図である。学校における性教育の推進に積極的な労働党に対して、学校で実践されている性教育に慎重を求める保守党、という構図である。1960年代の各種自由主義的法改正を主導したのが労働党政権であったので、保守党は労働党批判の別名としても進歩的性教育批判を展開する。議会に関していえば上院（House of Lords）が伝統派に近く、下院（House of Commons）が進歩派に近いというのが基本構図である。貴族と宗教界代表によって構成される上院は宗教教義を反映し、選挙によって選ばれた議員によって構成される下院は比較的進歩派に親和する位置にあるとされる。民間組織に関していえば、伝統派を代表するのが道徳的右派（The Moral Right）という宗教的政治的立場を鮮明にする道義心協会（Responsible Society）で、進歩派を代表するのが進歩的性教育実践を強力に推進した家族計画協会である。宗教界に関していえば、宗教界対世俗、すなわち宗教界対学校の構図を見ることができる。教義にかかわらず宗教関係者は、性教育を親の良心、すなわち宗教の側に属すると考えており学校で性教育を行うことに抵抗感を持つ。それに対して世俗領域は、宗教界が性教育を掌ることは現実的でなくなっているとして、学校、教師が担うべきであるとする。

両者の対抗関係を、内容面について見ると次のように整理することができる。

内容的に対立点の少ない事柄として次のようなものがある。

- 1 性教育は多様な分野にまたがる。
- 2 性教育は知識の教育であるだけでなく、価値観の教育である。
- 3 宗教によって性教育に対する考え方方が違う。

- 4 性教育は基本的に親が責任を持つものである。
- 5 親が自信を持って性教育に当たれない状況がある。
- 6 学校での性教育は、教育方法、教育内容、担当者の資質がポイントとなる。
- 7 少女の望まない妊娠の増加、人工妊娠中絶の増加が問題状況としてある。
- 8 家族形態が変化ないし「崩壊」しつつある。
- 9 民主的ないし「許容的」方向での各種法改正がなされている。
- 10 行政は性教育の内容には関与するべきでない。

一方、意見が対立する論争は以下の事柄に関するものである。

- 1 ピル、マスターべーション、多様な性行為、同性愛の扱い方。
- 2 性教育授業から子どもを退席させることの是非。
- 3 家族計画協会が主導する進歩的な性教育実践の評価。
- 4 性交同意可能年齢 16 歳未満の子どもに避妊指導をすることの是非。
- 5 キリスト教的家族制度の維持に関する是非。
- 6 進歩的性教育の効果と影響力の有無とその指標。
- 7 進歩的性教育は乱交を助長するかどうか。
- 8 進歩的性教育は 10 代の妊娠を減少させるかどうか。

4. 性教育の法定化・必修化

性教育の法定化・必修化の軸となった 1986 年第 2 教育法および 1993 年教育法の法案審議は、性教育に関する議論を凝縮させる場であった¹¹。もともと性教育は議会にとってなじみのあるテーマではない。それは、この領域に議会が関心を持たなかったということもあるが、価値観に踏み込む立法が議会の議論にはなじまないと考えられていたからでもある。しかし、1980 年代後半を過ぎると、性教育は毎年のように議会論争に登場するテーマとなる。

戦後の議会で性教育が初めて正面から取り上げられたのは 1976 年である。家族計画協会の性教育参入後すぐの時期の論争で、道徳的右派による批判が本格化する。10 年後のサッチャー政権下で論争が再燃し、法として初めて性教育に言及した 1986 年第 2 教育法が制定される。1980 年代末期になると HIV/AIDS の感染拡大が猛威となり、性教育必修化を規定する 1993 年教育法の制定へと向かっていく。

1976 年論争は労働党政権下、それ以外は保守党政権下である。

(1) 進歩的性教育批判——1976 年議会論争

道徳的右派の主張を代弁する保守党エルス (Baroness Elles) が、1976 年に論争の口火を切った。形式上は議事日程表動議であるが、実質は性教育に対する問題提起である。性教育の重要性を確認した上でエルスは、政府補助金を受けている家族計画協会の活動内容に許容できないものがあ

るとして、家族計画協会の関連団体であるグレイプヴァイン (Grapevine) が配布したパンフレット「若者に使える方法 (Reliable Method for Young People)」に言及した。

「この文書が対象にしているのは 13 歳以上の少女で、彼女たちはなんの防御も情報もなしに無差別にピルを勧められているのです。とりわけ、ピルを使用しながらむやみと寝ることの結果が性病に結びつくという事実、その感染率が天文学的数字に上っていることは知らされません。」(HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, Baroness Elles, col. 143)

幼い子どもにピルを勧めるような「無責任」な活動を行う組織に公的な補助金の支給はすべきでないというのがエルスの発言の主旨である。40 分に及ぶエルスの趣旨説明に続き、30 人近いメンバーが、性教育の問題点を指摘する。イギリス国教会のメンバーとして発言するエルスをはじめとして、キリスト教を中心とした宗教的な立場に依拠する発言が多い。また、職業的宗教人の発言も目立つ。軒並み長時間のスピーチが続き、午後 2 時 53 分に開始した議論は 7 時間半近く続く。

こうした批判に対して家族計画協会の副代表であり 50 年以上家族計画協会の活動に関わってきたという労働党のゲイツケル (Baroness Gaitskell) は、FPA に対する批判は誤解に基づく中傷であると語気を強める。そして家族計画協会の活動の「中庸性」を強調した (HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, Baroness Gaitskell, col. 179)。

貞操 (chastity) や貞節 (fidelity) を教えず結婚についても真剣に教えないような教育について、政府はどのような見解を持っているのかと問う保守党イングルバイ (Viscount Ingleby) に、担当大臣クローザーハント (The Minister of State, Department of Education and Science (Lord Crowther-Hunt)) は、政府は、性教育内容の適正化に関して政府指針やハンドブックを作成するなどして支援体制をとっている、内容に直接介入することはしない、子どもたちが性に関する態度を身につけられるようにプロジェクトも計画しているなどと説明して、政府の対応に問題はないと答弁した (HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, Lord Crowther-Hunt, col. 254)。担当大臣のこうした紋切り型の説明に納得せずに、性に関する態度を子どもに教えるということは、具体的には結婚までの貞操が教えられるということなのかそうでないのか明確に答えてほしいというローダデイル (The Earl of Larderdale) の質問 (HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, The Earl of Lauderdale col. 255) に、担当大臣は、そもそもそのような具体的なことについて政府は言う立場ないと、回答を回避して次のように言う。

「その質問に対して伯爵 (Earl) に明確にイエスかノーかを言うことはできません。なぜなら実際にこれらのことどのように教えられているかは学校ごとに違うでしょうし、各行政区でも違うでしょうし、文脈によっても違うでしょうし、何よりも政府が具体的に何を教えるべきかなど、個々の学校の具体的なカリキュラムについて述べるようなことではないからです。」(HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, Lord Crowther-Hunt, col. 255)

それでもなお「不適切」な性教育を正常化するために政府のイニシアティブを求めるエルスに対して、政府の関与の可能性を論じようとするエルスの発想そのものが奇怪なもので論議の対象にすらならないという攻撃的なニュアンスで担当大臣は次のように反論する。

「正直に申し上げて、反対側におられる女男爵がおっしゃる全体主義社会の全体主義的 requirement を聞いて驚いています。彼女が言おうとしているのは、私的個人が日常生活で自分自身の価値観を作っていく時の一連の拠り所となる価値観を、政府が決定し国中の学校でそれらがしっかりと教えられるようにしなければならないということです。もし今仮に政府が女男爵の立場と反対の立場をとったとすると、今度は彼女が望むものと反対の価値観がこの国の中で教えられるようにすべきだなどと決して主張されないのでしょうか。女男爵が話しているのは、全体主義的な考え方であって、私はそれに全く反対です。」(HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, Lord Crowther-Hunt, col. 267)

これに対してエルスは、自分の発言の趣旨は政府のアドバイスを求めていたのであって政府に教育内容に介入せよといっているのではないと次のように言い訳することになる。

「そのように不機嫌になったり腹を立てたりせずに注意深く聞いていただいていたなら、私が『どのようなアドバイスが与えられるか?』と訊いたのであって、『政府の政策が何か?』と訊いたのではないということはお分り頂けたはずです。(略) 何かしらの誤解があったと思います。」(HL, 1976.1.14, Sex Education of Children, Baroness Elles, col. 267 ~ 8)

エルスらが「不適切」な性教育の例を挙げて政府に「アドバイス」を求めていたのは、政府に「不適切」な性教育実践への関与を求めていたというよりは、政府の支持母体である家族計画協会を批判することで政府攻撃をする趣旨でもあったのだが、担当大臣に文字通りの政府関与問題として切り返され、あわててそれは自分の真意ではないと引き下がった構図である。こうした応酬に、性教育と教育行政の関係に関するコンセンサスがどの辺にあったかを知ることができる。性教育に政府は介入すべきでないという公権力の価値領域不介入原則は、政治的立場を問わず共通の前提となっていたことを確認しておきたい。

(2) 性教育法定化法案の登場——1986年議会論争上院

10年後の1986年に、性教育論争が再燃する。1979年の総選挙での保守党勝利を経て組閣されたサッチャー内閣の下である。教育科学大臣 (The Secretary of State for Education and Science) は保守派で知られたキース・ジョゼフ (Keith Joseph) が担当しており、この年の途中でケネス・ベーカー (Kenneth Baker) に交代する。道徳的右派の代表的組織である道義心協会の利益代表であるバックマスター (Viscount Backmaster) が、政府提案の教育法案に性教育条項を挿入する提案をして議論が始まる。この間の議会論争を追ったメレディスは、より敵対的な雰囲気の中で10年前の論争が繰り返されたとしている¹²。確かに復古的といわれたサッチャー政権下で

のしかも道徳的右派による性教育条項であり、両者のスクラム効果が性教育に及ぶかと予想された。しかしながら、政府の意図は道徳的右派のそれとは必ずしも同じではなかった。

4月15日上院委員会審議においてバックマスターは、教育法案に新しく次の条項を付け加える提案を行う（修正法案第49B）。政府提出のもともとの法案には性教育を規定する条項そのものが多く、法律で性教育を規定するアイディアもなかったため、この修正法案が、イギリスにおける性教育関連条項の出発点ということになる。すなわち次のような内容である。

「性教育 (1) 地方教育当局は、性教育の時間であろうとカリキュラムの他の部分であろうと、性と人間の生殖に関わるいかなる授業、教科書、教材、授業方法が、不法行為や猥褻行為を擁護するものであってはならず、その種のどの授業もその学校の子どもたちの親の宗教的または道徳的心情に合うものであり、また家族生活を持続させるものであるべきことを確実にする義務がある。(2) 学校で行われるすべての性教育の内容について事前に知らされることは、すべての親の権利であり、上記(1)の授業にかかわらず、親が反対する性教育から子どもを退席させることはすべての親の権利であるべきである。」(HL, 1986.4.15, Education Bill, Viscount Buckmaster, col. 646)

提案のポイントは3つである。すなわち、第1、学校で行う性教育は親の価値観を重視しながら行うべきこと、第2、学校で行う性教育は家族生活の維持に貢献するようなものであるべきこと、第3、性教育の授業から子どもを退席させる権利を親に認めるべきこと、である。

この提案に、政府を代表したフーパー (Baroness Hooper) は、実際の運用を考えるとこの修正法案の内容は非現実的なものであると異議を唱え、ひとしきりの議論の後、バックマスターによる修正法案は取り下げられる。

翌月5月20日にバックマスターは、新たに修正法案第53を提出する。学校における性教育は、道徳的な考慮のもとに安定的な (stable) 家族生活を推進するようなものであるべきであるという趣旨の条項を追加する提案である。この修正法案を受けて、性教育は法に定めるべきものであるのかどうかについて意見が交換される。公権力の関与を当然に不当とした1976年の論争時とは違い、性教育を法定化することが賛否を論ずる事柄になってきている。性教育を法で定めることに疑問があるとしながらも、今の時代には必要だと述べるロンドン司教 (Lord Bishop of London) の発言は、その変化を集約的に示している。

「原則論を置く場所として、法的規定というのはいったい正しい場所なのだろうかと自分自身に問うていました。法的規定というのは、できることとできないことがもっと明確に規定できるような事柄に限定して行うべきではないのだろうかと。

しかし私は、こうした純粹主義的良心の呵責をすべて越えたところで、「いいや、その必要性は甚大で、この国のこの今という時には、この種の規定が疑問の余地なく必要なのだ」と考えるようになりました。」(HL, 1986.5.20, Education Bill (H.L.), Lord Bishop of London, col. 228)

司教に「この種の規定」を必要だと考えさせたのは、深刻化する10代の妊娠等の問題である。性教育を法定することに対するこうした肯定的論調が生まれてくる一方で、政府代表フーパーは、学校教育の内容を決定する権限と責任が学校理事会に付与される新しい教育法の仕組みができる予定なので、性教育についてもその中で十分対応できるから性教育について新たな定めは必要ないと、従前からの政府の立場を繰り返した(HL, 1986.5.20, Education Bill (H.L.), Baroness Hooper, col. 250)。ひとしきりの議論の後、バックマスターによる修正法案は取り下げられる。

しかしながら、翌月6月2日、上院審議の最終段階である第3読会において、政府代表フーパーはバックマスターの提案を受けるように自ら修正法案第24を出し、次の条項の挿入を提案する(HL, 1986.6.2, Education Bill (H.L.), Baroness Hooper, col. 568)。

「性教育 いかなる教区学校あるいはボランタリー学校あるいは特別学校を維持するところの地方教育当局と、学校理事会及び校長は、学校においていかなる登録生徒に対してなされる性教育も、生徒が道徳的配慮と家族生活の価値を持つようなものであるように、適切な具体的対応をとるべきものとする。」

学校における性教育の方針を、道徳的枠組みと家族生活を重視する方向で法定する趣旨のもので、政府が初めて性教育の内容について法に規定する姿勢を示すものである。フーパーは提案趣旨を次のように説明する。

「私たちは、性教育が若者たちに現実と責任に対処できるようにするための基本的な分野である考えます。もしも学校が必要なことを伝えようとせず、成長に伴う身体的・感情的变化について生徒たちにしっかりと理解させないとすると、学校としての責任を果たしていないことになります。政府は、性に関する身体的な事柄を教えることはそれ単独でできるものではなく、子どもたちに自分を抑制すること、自分を大事にすること、そして他人をも大事にすることの大切さを教え、同時に世話をしあう関係と安定した家族生活の大切さを教える、こうした教育のより広い道徳的文脈のなかに位置づけられなければならないと考えています。

「子どもたちが日々、メディアや広告や時には残念ながら周囲の人たちによって、永続的に意味のある関係が軽く扱われたり道徳的価値がないがしろにされることを見聞きしていることを考えると、事態は難しいのですが、しかし学校は重要な役割を担うことができます。子どもたちは今現在そして将来において自分のライフスタイルに関して責任ある選択ができるように、必要な知識、技術、性格的な資質を身につけなければなりません。」(HL, 1986.6.2, Education Bill (H.L.), Baroness Hooper, col. 569)

4月の段階では、性教育を法に規定することについて消極的な見解を述べていた政府が、1カ月あまりの間に方針を変えた形になる。しかし、提案理由として挙げられている性教育の重要性、人間関係の教育としての性教育、家族の重視と道徳的文脈の提唱は、当たり障りのない理由であ

る。

この日の審議には聖職者議員は大多数が欠席をしており¹³、宗教界がこの修正法案への直接的判断を避けた格好である。政府の修正法案に対しては大きな反論もなく議論が進んだ。指摘された問題は以下の点であるが、これらも修正法案に対する反論というよりは追加の要望という形であった。すなわち、性教育を法に規定するとしても性教育を義務にしてはならないこと (HL, 1986.6.21, Education Bill (H.L.), Viscount Buckmaster, col. 570)、先の修正法案第 53 に使われていた「安定的な (stable)」という、家族生活につくべき形容詞が外された点は問題であること (同 col. 569)、崩壊の危機に瀕している家族の再生を子どもたちに託すことは重要であること (HL, 1986.6.21, Education Bill (H.L.), Lord Denning, col. 571) などである。更に「家族生活の価値」という用語はニュートラルな意味に‘使われかねない’ので用語の定義を明確にする必要があるというヘンダーソン・オヴ・ブランプトン (Lord Henderson of Brompton) の指摘 (HL, 1986.6.2, Education Bill (H.L.), Lord Henderson of Brompton, col.572) を受けて、政府代表フーパーは、「家族生活の価値」という場合には、「良い、安定した、健康的なバランスのとれた」家族のことを指すのであって、「道徳的配慮と家族生活の価値」に配慮した性教育が「適切に具体的に」実施されることが求められているのだと強調した (HL, 1986.6.2, Education Bill (H.L.), Baroness Hooper, col. 573)。

この政府修正法案は、上院の承認を得た。

(3) 政府関与の積極的論理づけへ——1986 年議会論争下院 法案は、下院に送られる。

6月 10 日、ジョゼフに代わって教育科学大臣の職にあったベイカーが、下院の審議に先立ち所信説明をする。新しい性教育条項については、こうした条項を入れることに賛否あることは承知していること、結婚、家族は社会の基盤であるという認識を両院がしっかりと持つことが重要であること、従来の性教育は意義あるものであったが、すべてが道徳的な枠に依拠していたわけではなかったことなど、政府の立場を説明した (HC, 1986.6.10, Education Bill (Lords), Kenneth Baker, col. 188)。

それに続いて労働党の影の報道官ジャイルズ・レイディス (Giles Radice) は、性教育の関連の規定が上院審議の最終段階ぎりぎりの第 3 読会で提案されたことに触れて、背景に何らかの尋常でない圧力があったのではないかと疑義を述べ、しかも規定の内容は効果があるとは思えない包括的なものであり、このような規定をせずとも現行の視学官が適切な助言をすることで性教育の内容は十分担保できるであろう、と反対意見を述べた (HC, 1986.6.10, Education Bill (Lords), Giles Radice, col.197)。自由党のクレメント・フロイド (Clement Freud) は、性教育を愛情と関連させる文脈で扱うことは重要であるけれども、子どもたちが育っている家族環境が多様化しており、家族概念を両親と子どもからなる家族の形に限定せずに広げて考える必要があると要望した (HC, 1986.6.10, Education Bill (Lords), Clement Freud, col.205)。また、ウェールズ党 (Plaid Cymru) のディー・イー・トーマス (D. E. Thomas) は、政府から提案されている性教育の方針は、異性愛主義にバイアスのかかったものであると批判した。ちなみに、トーマスのような進歩派的観点

からの意見は、議会論争全体を通じて珍しい。それは議論の座標軸が伝統派と進歩派の間ではなく、伝統派と稳健的進歩派の間、すなわち右寄りに設定されて進んでいるからである。

7月1日の委員会B(Standing Committee B)で、労働党影の報道官レイディスが、保守党内の道徳的右派から強い圧力がかかって提出されたとみられる政府法案に教員組合は反対の立場をとっていると紹介し(HC, 1986.7.1, Standing Committee B, Education Bill (Lords), Ninth Sitting, Giles Radice, col. 437)、続いて自由党フロイド(HC, 1986.7.1, Education Bill (Lords), Clement Freud, col. 442)、保守党スティーヴ・ノリス(Steve Norris)(HC, 1986.7.1, Education Bill (Lords), Steve Norris, col. 445)、労働党デレク・ファチエット(Derek Fatchett)(HC, 1986.7.1, Education Bill (Lords), Derek Fatchett, col. 448)が、それぞれに家族形態が多様化している今にあっては、道徳的右派が主張する夫婦子ども家族だけを正常とするような家族観を背景にしてはならないと発言した。

こうした問題提起を受けて、担当大臣クリス・パッテン(Chris Patten)は、政府見解を次のように述べる。

「中央政府の役割は、カリキュラムに関する地方行政が足場とする広い枠組みを打ち立てる事であり、あり続けます。そして、国務大臣は、究極的には議会と国民に、すべてのレベルにおける教育制度を実施運営する責任を負っています。正当性が支持されるところであれば、政府が地方教育当局と学校に特定領域の授業に関しての幅広い原則を提供することは、正しくまた適切なことであるはずあります。

私は、性教育はまさにそうした領域であり、政府の主導を法的に表現することが十分に重要である状況となっていると考えております。」(HC, 1986.7.1, Education Bill (Lords), Chris Patten, col. 452)。

従来の一般的説明から一步踏み出して、政府が性教育に関与することの積極的正当性を主張するものとなっている。すなわち、政府は性教育について議会と国民に責任を負っており、正当性が支持されるところであれば、政府が地方教育当局と学校に特定の領域に関して広範な原則を提供することは正しく適切なことであるとした。そして、性教育の内容的指針として、1986年に勅任視学(Her Majesty's Inspector, HMI)と教育科学省が合同で出した回状「健康教育5歳から16歳(Health Education from 5 to 16)」をあげた。同回状は、道徳的枠組みを重視しながらも、既に子どもたちが婚姻外も含めて多様な環境にいる現状に鑑みてそうした子どもたちに否定的な影響を与えてはいけないとし、また避妊、中絶、性感染症、同性愛などの現実的な扱いにも言及するもので、必ずしも道徳的右派が主張するようなビクトリア的家族を指標とするものではない。そして、同回状の内容を引き受けけるような性教育指針を準備中であることを付け加えた(HC, 1986.7.1, Education Bill (Lords), Chris Patten, col. 452～456)。

労働党影の報道官レイディスは引き続き法定化そのものに異議を唱え、保守派として知られた前教育科学相ジョゼフは性教育を法定化せよという道徳的右派の要求に対しては毅然として応じなかったのに、むしろ道徳的右派とは距離をとるといわれていた新しい教育科学相ペイカーが、

あっさりとその圧力に屈してしまったことは情けないと不満を述べ、提案されている条文は原則にもとるだけでなく内容が曖昧で実効性にも疑問があると食い下がった (HC, 1986.7.1, Education Bill (Lords), Giles Radice, col. 460)。

採決が行われる 10 月 21 日の下院本会議の審議冒頭で、担当大臣アンジェラ・ランボルド (Angela Rumbold) が政府見解を述べる。ポイントは 2 つである。第 1 は、「あってはならない極端な」性教育が無くなるような対策が求められていること、第 2 は、性教育を実施するかどうかの判断を学校に委ねることで親が子どもを性教育から退席させる権利についても対応できるということである。ただし、親が子どもを退席させるのは性教育授業を改善する方法として正しい方法ではなく、退席させることで不適切な性教育を排除できるとは思えないともした。そして、性教育の内容は細かく法定するのではなく、充実した専門的な指針である前出回状「健康教育 5 歳から 16 歳」に依拠するのが望ましいとした (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Angela Rumbold, col. 1056, 1060, 1095)。

これを受け、レイディスが労働党としての見解を述べる。1985 年の政策研究所 (The Policy Studies Institute) のイゾベル・アレン (Isobel Allen) による性教育に関する意識調査¹⁴を引用して大多数の親と子どもが学校での性教育を支持していることを強調し、性教育に対するバックラッシュは性教育の質を高めることにはならず性教育を危機にさらすことになると道徳的右派の動きを牽制し、また同時に、性教育を行う教師の独りよがりを諫めた。性教育の方向性としては、担当大臣と同様に「健康教育 5 から 16 歳」を高く評価し、性教育は教師と親と学校理事会と地方教育当局のパートナーシップに委ねるのが最善であるとした。また、性教育を行うかどうかの判断を学校理事会に委ねるなど、性教育を「しない」選択を可能にするような形で法が規定されることは問題であると付け加えた (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Giles Radice, col. 1060~1062)。

自由党フロイドは、道徳的右派から多くの働きかけを受けたと前置きをし、その考え方にはシンパシーは持つけれども、子どもを退席させることは子どもの無知を放置することになり危険であるとして、親が子どもを退席させる権利の導入には反対した (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Clement Freud, col. 1069)。保守党のサリー・オッペンハイム (Sally Oppenheim) は、途中で大きく見解を変えた中央政府の一貫性のない対応をとりあげ、8 月に前担当大臣から各議員に親が子どもを退席させる権利が導入されたら学校が対応するのは不可能だという趣旨の文書が送られ、2 カ月後の現大臣のもとでは主張が反転して子どもを退席させる選択肢を親に与えるというようになったとし、なぜ前担当大臣が権利の導入を渋ったのかというと、大臣周辺の官僚が、性教育はいろいろな教科に関わるために対応が難しいのだと入れ知恵をしたからだろうと推測している。そして、権利導入に否定的であった前担当大臣は退行的で、導入に前向きな現担当大臣は進歩的であると評価した (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Sally Oppenheim, col. 1068~1069)。労働党のガイ・バーネット (Guy Barnett) も、政府の矛盾する対応を、政府が道徳的右派の圧力に屈してしまったとして逆の意味で批判し、以前の文書と今日の担当大臣のスピーチは矛盾を引き起こしており、政府は確固たるビジョンを持てずに内部が混乱しているとした (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Guy Barnett, col. 1072)。

学校理事会が性教育を運営する方針にも強い懸念が示され (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Steve Norris, col. 1081)、労働党アレン・マケイ (Allen MacKay) も、年に数回顔を合わせるだけでしかも全員が出席するわけでない学校理事会に権限を与える方法では、具体的問題に対応しきれないことはわかりきっているとした (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Allen Mckay, col. 1082)。保守党パトリック・コーマック (Patrick Cormack) は、政府が責任を回避せずに機に応じてその任を明確にし、合意できるシラバスづくりをするべきだとした (HC, 1986.10.21, Education Bill (Lords), Patrick Cormack, col. 1086)。

議論の末、政府修正法案は投票にかけられ、賛成 300 票対反対 138 票で可決された。教育法案は、1986 年教育法 (Education Act 1986) 及び 1986 年第 2 教育法として成立し、1986 年第 2 教育法の第 18 条と第 46 条が、法として初めて性教育について規定した。同第 18 条は、それぞれの学校で性教育の実施と方法について検討すること、および、性教育に関する責任主体を学校理事会におくことを定め、第 46 条は、性教育の方向を「道徳的配慮と家族生活の価値」の重視に定めた。

1986 年の論争で注目すべきは、公権力の価値領域不介入原則が力を失ってきていることである。1976 年の論争では政府の関与を論じることすら門前払いになる雰囲気があったこと比べると、この変化は大きい。しかも、道徳的右派の求めに応じる形で性教育が法定されたものの、性教育に国家が関与する趣旨が、道徳的右派が求めていたような進歩的性教育の規制ではなくなっていることにも注意したい。性教育法定化案を出した政府が性教育の指針として『健康教育 5 歳から 16 歳』を挙げているように、政府の関心は性教育批判というよりは現実対応に向いている。

(4) AIDS の衝撃——1992 年論争

1980 年代後半から各国で社会問題となる HIV/AIDS の拡大は、現実対応に向かっていた政府の性教育政策を一気に加速させた。AIDS パニックともいえる社会不安の中では、性教育の要不を論ずる余裕はなく、政府は、ナショナル・カリキュラムのサイエンスの中で性感染症を扱うべく 1991 年に規則を改定した。

議会では、1989 年に健康省 (Department of Health) 管轄の AIDS に関する下院の議論の中で性教育が集中審議されたことに統いて、1992 年には 1991 年ナショナル・カリキュラム・サイエンス 規則 (Education (National Curriculum) (Attainment Targets and Programmes of Study in Science) Order 1991) 改正を議題として性教育が議論された。1991 年版規則から AIDS 等性感染症が含まれるように改訂されていたものを、再度外すべきであるという、流れに逆行する提案がキリスト教の利害代表でもある労働党のスタラード (Lord Stallard) から出された。スタラードは、1991 年のサイエンス規則の改正は、労働党が反対していたナショナル・カリキュラムの影響力を拡大させるだけでなく、なによりも性教育実施の当事者であり責任主体である各学校の検討を素通りした政府の独断的行為であるとした。そして親が不適当な授業に危惧を表明する手段として、親が子どもを退席させる権利の制度化を求めた (HL, 1992.6.11, Education, Lord Stallard, col. 1416)。労働党ブラックストン (Baroness Blackstone) は子どもを退席させる権利の導入に反対して次のようにいう。

「(子どもを退席させること…筆者注)は、問題です。(略)他の授業を圧迫することになります。授業計画は中断しますし、学校は退席した子どもをどう処遇するかに頭を悩まさなければなりません。何よりも困ることは、ケースとしてはそれほど多くはならないとは思いますが、子どもたちの何人かが授業から退席すること自体なのです。その授業でみんなが習っているのは、無知でいると誰もが感染する可能性がある病気、深刻だけれどしかし避けようと思えば避けることのできる病気についてなのです。しかも、この病気は、授業から退席させなかつた親の子どもに逆に感染することにもなるのです。若者をそういう危険に放置していくよいのでしょうか。」(HL, 1992.6.11, Education, Baroness Blackstone, col. 1454)

HIV/AIDS の脅威は、既に問題にされていた10代の妊娠問題に比べてストレートな形で性教育の第一義的責任者を親とする原則論を揺るがしたといってよい。子どもを退席させる権利はイギリスでは宗教教育においてすでに認められている。しかし、性教育が宗教教育と同列に論じられないのは、性教育の場合には社会的危機管理の問題が付随するからである。性教育の制度化に向けて満足いく対応が得られるまで取り組みたい意志を述べてスタラードは提案を取り下げ、この年の議会論争は幕を閉じる。

(5) 性教育必修化へ——1993年論争

1992年論争の後、政府は性教育に関する指針づくりを行い、翌年の1993年4月には下級担当大臣 (Junior Minister) エリック・フォース (Eric Forth) による回状案ができ上がっていた。その草案は性感染症にとどまらず、性に関する事柄全般を広くサイエンスに含むとしており、また性教育実施にあたっては親の意向に配慮すべきとしながらも親が子どもを退席させる権利には言及しなかった¹⁵。それを知ったスタラードは1993年5月10日の上院委員会審議に、政府提案された教育法案に対する修正法案第263を提出して、親が子どもを退席させる権利の導入にしほつて性教育項目の挿入を提案した。下院では時間制限動議としてテーブルに載ったために、この年の議論の主な舞台は上院である。スタラードの修正案を支持しながら、保守党の道徳的右派グループのストダート・オヴ・ス温ンドン (Lord Stoddart of Swindon) は次のように言う。保守党議員の同僚に対する“嘆き”が表すように、道徳的右派の見解を保守党政府が支持していないことがよくわかる。

「私は担当大臣に修正法案を支持して賛成の意を表していただきたいと切に望みます。昨年6月に出された修正法案を彼女が受け入れなかったということは大変嘆かわしいことです。それが今夜のこうした事態に繋がっているのです。

いやしくも保守党政府に家族観についてこれほどまでに教授しなければならないなどということは、いや保守党政府ばかりでなく我が友人達の何人かにもまだ家族が大事なのだとということを教授しなければならないということは全く驚くべきことです。」(HL, 1993.5.10, Education Bill, Lord Stoddart of Swindon, col. 1109)

この修正法案に対して、担当大臣ブラッチ（Baroness Blatch）が政府の立場を述べる。性教育は道徳的枠組みに依拠するべきという基本方針を確認するとともに、もしも親が授業の内容に不満を持つ場合には、その趣旨を校長に表明して対処を求めるともできるし、それでもなお解決しない場合には1988年教育改革法（Education Reform Act 1988）第23条の苦情処理のプロセスを利用することもできるとして、世俗教育のいかなる部分からも子どもを退席させることは認められないとあらためて強調する。

修正法案は投票にかけられ、20票対56票の反対多数で否決される。

スタラードは、担当大臣が修正法案に反対したのは真意ではないはずだとして、翌月6月21日の上院本会議に他3人と連名で修正法案第255を提出する。内容は修正法案第263とほぼ共通する。異なる点は、性感染症を含む性教育を中等学校で実施することとするが、それはナショナル・カリキュラムとしてではなくそれとは別枠の性教育として実施するという点であった。そして、親が子どもを退席させる権利は、学校の性教育の代替措置がとれる強い信念を持った親が行使することを想定しているので、子どもを有害な状況に放置することを意図するものではないとして、権利の行使に厳格な制限を課すことをも提案した。性教育を中等学校においては必ず実施するということでは譲歩し、親が子どもを退席させる権利を宗教的な理由に限定しても死守しようとするものである。

ここに至って、担当大臣ブラッチは、ひとしきりの議論の後この修正法案にはほぼ賛成する意思を表明し、今まで一貫して慎重な態度を取っていた親が子どもを退席させる権利に関しても導入に理解を示した。すなわち、次のように言う。

「今夜の上院メンバーの皆様の議論を注意深く聞き、私は、宗教教育から子どもを退席させる権利と同様に性教育授業からも退席させる権利を持つべきだと考えるようになりました。従いまして、政府は修正法案の考え方を受け入れますとともに、私は第3読会に、それらの原則が実現する形でしかるべき修正法案を提示することにいたします。」（HL, 1993.6.21, Education Bill, Baroness Blatch, col. 139）

タカ派で知られるブラッチとしては、この辺りが身内である道徳的右派と妥協する落としどころと判断したのであろう。しかし、修正法案が想定するようすべてのカリキュラムについてこの権利を認めるとはせずに、ナショナル・カリキュラムとその他の教育とを分けて、ナショナル・カリキュラム以外にのみ認めるとして、性教育を生徒の必修とする原則は譲らなかった（HL, 1993.6.21, Education Bill, Baroness Blatch, col. 140）。近々政府修正法案を用意するというブラッチの言葉を確認してスタラードは修正法案を取り下げる。

予告どおり、政府は、7月6日の上院本会議第3読会に修正法案第62を提示する。スタラード提案の修正法案第255を土台として、中等学校における性教育の義務化を定める一方で親が子どもを退席させる権利をナショナル・カリキュラム以外に導入しようとするものである。提案の要点をまとめると、次の5点である。

- 1 中等学校において性教育の実施は義務とする。
- 2 性教育には HIV/AIDS に関する事柄を含む。
- 3 ナショナル・カリキュラム・サイエンスに生物学的観点以外の性行動と、HIV/AIDS は含まない。
- 4 ナショナル・カリキュラム以外の性教育から親が子どもを退席させる権利を持つ。
- 5 学校における性教育の責任実施母体は学校理事会とする。

親が子どもを退席させる権利を入れた点では政府が大幅に譲歩したが、権利行使の範囲を制限することでスチラードの案を後退させた形となっている。道徳的右派が政府の妥協部分を評価して政府修正案に賛成を表明すると、新提案は道徳的右派の意向を反映したものであるかの意味合いを持った。この演出は、道徳的右派に一部であっても妥協した政府法案を批判する労働党の左派勢力を、性教育の必修化法案に対する反対勢力として配置し、保守党政府と道徳的右派の実質的対立をカモフラージュする効果を持った。保守党内の多数派は保守党政府の意向に沿って政府修正法案に賛成票を投じたため、一貫して親が子どもを退席させる権利の導入に反対を表明していた労働党の大多数が反対票を投じたものの、上院の大勢は圧倒的多数で政府修正法案を支持することとなった。政府修正法案は 131 票対 33 票の賛成多数で可決された。

上院を通過した政府修正法案は、下院では時間制限動議、いわゆるギロチン動議 (guillotine motion) として出された。教育法案全体をギロチン動議とする方針は下院の前年 1992 年 12 月の第 2 読会において決められていたが、性教育に関する条項が入れられたのはその半年以上後の上院の第 3 読会であり、ギロチン動議がそのまま適用されれば、下院本会議において性教育条項については全く議論することなく、580 個にものぼる修正法案とともに一括採択されることになる。

新しく登場した性教育案件にギロチン動議を適用するか否かについて 40 分以上紛糾した後、ギロチン動議適否についての採決が行われ、賛成 288 票対反対 222 票で適用されることとなる。結果として性教育案件は内容について議論されることなく、一括採択に付され承認された。

こうして成立した 1993 年教育法は、性教育の必修領域をナショナル・カリキュラムのサイエンスに限定してそこには性感染症や性に関する社会的事柄は含まないとし、必修領域以外の性教育からは親が子どもを退席させる権利を認めるという形で、中等学校における性教育の義務必修化を定めた¹⁶。

5. 「国家による私的領域のメンテナンス」と理論問題

議会論争の模様は、緊急的社会問題を前にして公権力の価値領域不介入原則が力を失っていく様子をよく表している。議論に弾みをつけたのは、許容的社会の象徴とされた 10 代の妊娠問題¹⁷とそれに追い打ちをかけた性感染症の感染拡大である。

しかしながら、性教育の法定化・必修化の契機をこれらの緊急事態に求めてしまうと、経緯の性格の把握を誤ることになる。確かに 10 代の妊娠問題も性感染症問題も政治的プロパガンダの

枠を超える猛威で、強力に世論を動かした。しかしその動きの方向は、既に顕現していた動きを増幅させたに過ぎない。性教育の法定化の性格を理解するために基調に見るべきなのは、10代の妊娠や性感染症感染拡大といった耳目を集めることではなく、性教育が宗教下で管轄されなくなった直接の原因である、性教育ができない親¹⁸の大量出現という、むしろ耳慣れた問題なのである。これらが見せるのは、私的領域が自律せずに不安定になっている問題に他ならない。

(1) 成熟近代に宿命的な私的領域の不安定化

私的領域が不安定化している問題の背景にはいくつかの要素がある。

性教育ができない親の問題は、内面の流動化の問題を端的に表出している。急激に進む世俗化¹⁹の中で、宗教の自由は宗教を選ぶ自由を意味しただけでなく宗教から離れる自由としても働いたわけで、教会の性道徳から離れた人々は、しかしそれに代わる価値規範を必ずしも持ったわけではなかった。自由で多様な生き方が承認されるようになる流れは、どう生きてよいか明確にビジョンできない人々をも少なからず生むことになったということでもある。性教育の法定化・必修化に反対した原理的保守派の人々が、たとえ貞操を重視し伝統的な性役割分業観を強固に保持するという「古風」なものであったとしても、内面の流動化という現象とは無縁であったことは、性教育ができない親の出所をよく物語っているともいえる。

同様に、10代の妊娠問題が表出しているのは、社会の多元化の問題である。なかなか減少しない10代の妊娠問題に本格的に取り組むべくまとめられた政府報告書 *Teenage Pregnancy*²⁰ (1999) は、黒人労働者の割合の高いロンドン中心部、イングランド北部や中部の工業地帯など、貧困度の高い地域に少女の妊娠は例外なく高い割合で見られることを示し、労働者階級の少女たちに10代の望まない妊娠問題が集中的に顕われていることを明らかにしている。このことは、10代の妊娠問題が特定の社会集団の位置づけと連関する現象であることを物語っている。多元化が独自で問題発生の要素になったというよりは、新たに承認されるようになった下位文化が自由化の過酷さを際立たせたのだといつてもよい。自律が推奨されたとはいえ、どの下位文化も一人ひとりの自己決定力を高める文化構造になっていたわけではなかったからで、自由化は、多くの人々を解放する一方で、いくつかの下位文化と交差しながら自由に翻弄される人々を生み出すことになったのである。中でも、自由化が過酷に作用したのが労働者階級の少女たちだったわけだ。身体的男らしさを賛美するマッチョ文化の強い労働者階級文化の中では、自由の推奨が身体的な力を反体制的に誇示する少年たちの行動に転化することになり、また少女たちにセクシュアルな自律性と自由を推奨することが、恋愛イデオロギーの下で夫の収入に依存する中産階級的パターンへのあこがれと重なって、結果的に男子の性行動に従属して翻弄されることになったであろうということは、労働者階級の文化研究の成果²¹などから容易に推測されるところである。

内面の流動化も社会の多元化も、「異質で多様なアイデンティティが公的領域に浮上する可能性が拡大²²」し、それまで正統視されなかつた多様な文化と生き方が正当性を獲得する成熟した民主主義が実現しなければ形になりようのない現象であり、自由と平等原理をそれまでになく現実のものにしていった成熟した近代社会が生みだした副作用の部分に他ならない。自由化、平等化という近代社会の原則の浸透が、私的領域を不安定化させる要因になったのだとすると、私的

領域がいざれ不安定化する契機は、自由と平等を構成原理とした近代社会の出発時において高い蓋然性を持って内包されていたということでもある。1960年代から1970にかけての大掛かりな自由化を経過した後の1980年代に、性教育が私的領域の不安定化を高感度に照射し始めたのは、そういう意味では必然的な歴史経緯であったともいえる。私的領域の不安定化という問題は、たとえ不本意であったとしても、近代社会の成熟の過程で起こるべくして起こったということになる。

(2) 「国家による私的領域のメンテナンス」と理論的課題

私的領域の不安定化を目の前にして、それでは国家は私的領域の自由を棚上げしようとしたのかといえば、イギリスの性教育法定化・必修化の事例が示す経緯はそうではなかった。経緯のオプションとしては、親が子どもを退席させる権利を却下し、すべての子どもに一律最低限の性教育カリキュラムを課すという選択肢はあり得た。しかし、親が子どもを退席させる権利の要求は、公権力の価値領域不介入原則が明らかに特権的な優位を失った後も、最後まで政府から妥協案を引き出すかけひきの道具として存在感を持っていた。公権力の価値領域不介入原則は留保されたが、価値教育が親の領域にあるという原則は堅持されたということだ。したがって、国家の私的領域への関与は、自由な私的領域に見切りをつける方向ではなく、自律的であるべき私的領域を引き続き社会に配置しておく延命として構想されたということになる。私的領域の機能不全を、国家自らが関与して修繕しメンテナンスすることを企図する「国家による私的領域のメンテナンス」という理念形態をここに見ることができる²³。

しかしここに内包される理論問題はかなり厄介だ。自律する私的領域という、語彙に照らすと語義矛盾のようなこの政策形態の性格理解にとどまらず、近代社会の原則を浸透させた成熟近代が近代原則と整合しなくなることをどう理解するかという問題から逃れられないからだ。こうした厄介な問題にアプローチするには、3つの方法がある。第1は、社会科学が採用してきた公私二元論との関係の整理であり、第2は、同じく社会科学が前提としてきた強い個人という人間像との整合性の考察であり、第3は、成熟近代でなお希求想定される自由の意味と役割の特定である。以下、論点のみ整理する。

第1の、公私二元論との関係整理は、公私二元論を維持するかどうかという問題に尽きる。公権力不介入原則が教育政策を解釈するデフォルトにならなくなっているということは経緯が示すところだが、それはその理論的源泉である公私二元論が有効性を失ってきているということでもある。それでは、公私二元論は、公私両領域の密接な関係を説明できないフィクションであったとして廃棄を宣言すればよいということか。確かに、そのような直線的判断もあり得よう。が、私的領域と公的領域という区分けの概念に、実生活においてある一定のリアリティが持たれていることも事実である。公私の相対的現実的二分を背景にして、しかし両者が密接な連携関係にあるというアンビバレンツをどう解けばよいかが課題となる。

この課題を解く指針は、憲法学の中山道子のJ.ロック分析の中にある。中山は、公私二元論における私的領域の位置づけを明らかにするべく、公私二元論の思想的源流であるJ.ロックに立ち戻ってその出発点の意味を読み解こうという極めて精緻な作業を行っている²⁴。R.フィルマ

一、T. ホップスとロックを比較しながら中山は、ロックの公私二元論は、個人主義に依拠しながら政治領域と家族領域の連関（レラバанс）を確保しなければならないという難問に直面したロックが、苦慮の末に採用した戦略的論理であったことを明らかにした。個人主義に依拠しようとしていたロックが解かなければならなかったのは、家族領域における否定しようもない自然的な差異に基づく力関係の不均衡の存在である。大人とは違う乳幼児の存在をどの様に個人主義と整合させるかという課題だと言い換えてもよい。この難問をロックは、家族を政治領域から「論理的に」分断するというレトリック、すなわち家族の理論を政治理論にイレラバントとして「放任」する公私二元論をもってクリアしたのだと中山は指摘するのである。

中山のロック分析が卓越しているのは、公私二元論が戦略的なものであったことを明らかにしたにとどまらず、政治領域と家族領域をイレラバントとしたこの戦略が、実際問題として有効であったのかどうかの検証を並行させる点である。家族領域を政治領域から論理的に切り離してイレラバントとしてしまう方法で、いったい個人主義を原理とする政治領域にふさわしい家族領域を確保することが担保されるのか。この疑問に答えるために中山が注目したのは、家族史研究が明らかにした当時の家族像であった。すなわち、17世紀イングランドで優勢になっていたのは、統率者の権力が政治権力同様に絶対的な「ローマ法的な家族像」ではなく、統率者の権力が政治的権力より弱くかつ一世代間に及ぶにとどまる「コモン・ロー的な家族像」であったために、こうした家族像を望ましいとしたロックには、両者を論理的にイレラバントとする手法でも、政治領域にふさわしい私的領域を確保することが可能であったのだとするのである²⁵。

こうして中山は、公私二元論はその源流においても、私的領域を公的領域からのアンタッチャブルとしては想定していたわけではないということを明らかにするわけだが、公私二元論はそもそも個人主義を原理とする政治領域にふさわしい私的領域を確保するためのレトリックであったという中山のこのモチーフは、成熟近代と公私二元論の関係を思考する上での有益な指針となる。家族形態が多様化してコモン・ロー的家族すなわち近代家族が現実的な規範にならなくなっている成熟近代にあっては、家族領域を「放任」するというロックの手法は早晚、個人主義にふさわしい家族領域を確保する方法としては機能しなくなることも予想されるからである。政治領域を引き続き個人主義で構想するとすれば、それにふさわしい家族領域が新たな手法によって確保されなければならないくなるのである。

性教育の法定化・必修化が見せた国家による私的領域のメンテナンスを、ロックの「放任」方式に代わる今日的戦略形態の一つのオプションだと見ることはもちろん可能であるし、現実的経緯が見せてているのはまさにそうした事実である。しかし、これで問題は解決しない。実務において国家による私的領域のメンテナンスが公私二元論を「延命」しえるとしても、延命した公私二元論が引き続き依拠するであろう個人主義と、国家が価値領域に積極的に関与することとどのように整合的に説明するかという理論課題は残るのである。

この課題に直結するのが第2の強い個人という人間像の問題だ。性教育ができない親が象徴的に示しているように、成熟近代は、社会の正規の構成員が自律しないという問題に直面している。自律しない個人が例外的あるいは周縁に存在するというのなら、隔離や未成熟の論法で処理することもできよう。しかし、メインストリームの大人に出現したこの問題にはこうした論法は使え

ないのだ。しかも内面の自由を自律的に生きられないというこの問題が、社会の自由化が不十分であることを原因にしてではなく、自由化が進展した成熟した近代社会において顕在化したところに宿命的皮肉がある。強い個人を想定して立てられた自由と平等が拡大した先にあったのが、自律しない人々の出現であったという事実だからである。強い個人とそうでない人の両方が同時にメインストリームを構成するハイブリッドな社会が成熟近代だとすると、成熟近代においては、強い個人を想定する個人主義は社会を構想する原理として使えないのではないかという基本的な疑問が出てくるのである。

社会のメインストリームにいるのが強い個人だけではないことと関連して、第3の自由の意味の再考という問題も登場する。自由は強い個人をよりよく説明する原理ではあってもそれ以外の人を除外おく原理だからだ。しかも自由の拡大と浸透によって新たに生まれた問題を抱えるのが成熟近代であってみれば、自由をナープに社会が掲げるべき問題解決の指針とすることはできない。国家による私的領域のメンテナンスという政策形態が、自律的であるべき私的領域を引き続き社会に配置する方向での問題修復の手段として採用したのだとすれば、そこで希求される自由は、いったいどのような文脈のどのような人の自由になるのか、それはいくつかの下位文化をブルジョア的文化へと組み替えることを前提とするものなのはどうなのか、当然こうした理論問題が登場するのである。社会統治のコストパフォーマンスで考えると自律性を介在させる方法が依然優位であることは容易に想定できるとしても、抑圧や束縛からの解放という問題構成とは当然異なる、自由についての解釈が立てられなければならないはずなのだ。成熟近代では自由の問題が、「神々の闘争」問題には收まらずに「神々がいない」問題としても立ち現れることを認識しなければならない。

6. 終わりに

以上、イギリスの性教育の法定化・必修化を題材にして国家による私的領域のメンテナンスという成熟近代に特徴的な政策の理念形態を抽出し、そこに内包される理論問題に触れた。

国家による私的領域のメンテナンスという政策の理念形態は、私的領域の不安定化という問題に成熟近代が格闘する中で生み出されたものだ。このタイプの政策の登場によって私的領域が不安定化するという問題に対処する一つの方途は得られたのだとても、私的領域の不安定化の具体的な相である社会のメインストリームの構成員が必ずしも自律するとは限らなくなっているという問題は、私的領域が自律しないことを念頭においた場合の公私二元論の再考、個人主義が想定する強い個人という人間像の再検討、自由の拡大が多くの人を翻弄する成熟近代における自由の意味の再検討という、従来の社会科学の理論枠の根幹に触れるやっかいな問題を提起している。

1 本稿が扱っている性教育法定化・必修化の詳細については、拙著『イギリスの性教育政策史：自由化の影と国家「介入」』（勁草書房、2009）を参照されたい。

2 Miriam David, 'Sex, Education and Social Policy: A New Moral Economy?', in *Gender, Class &*

- Education*, ed. & introduced by Stephen Walker & Len Barton, The Falmer Press, 1983, p.147, 154.
- 3 Rachel Thomson, 'Diversity, Values and Social Change: renegotiating a consensus and sex education'. *Journal of Moral Education*, Vol.26, No.3, 1997, p.261.
- 4 Debbie Epstein, Richard Johnson, *Schooling Sexualities*, Open University Press, 1998, p.65.
- 5 David Marquand, 'The Paradoxes of Thatcherism', in edited and with an introduction by Robert Skidelsky. *Thatcherism*, Basil Blackwell, 1988.
- 6 同上 David Marquand、P.166。
- 7 Michael Marcel, 'Sex Education Books: an historical sampling of the literature', *Children's Literature in Education*, Vol.13, No.3, 1982, p.138 ~ 149.
- 8 Patricia Campbell, *Sex education books for young adults 1892~1979*, New York, R. Bowker Company, 1979.
- 9 家族計画協会は、それまで精力的に活動を行っていた家族計画事業が1973年国営医療制度再編法(NHS Reorganisation Act 1973)の制定によってNHSの中で無料化したことにより、学校の性教育と教師研修に活動の重点を移した。
- 10 Philip Meredith, *Sex Education: Political Issues in Britain and Europe*, Routledge, 1989, p.16, 17.
- 11 議会論争の詳細については、前出拙稿「イギリスの性教育政策史：自由化の影と国家「介入」」第5章を参照。
- 12 前出 Philip Meredith, *Sex Education: Political Issues in Britain and Europe*, P.16
- 13 バックマスターがそのことに不満を述べている。(HL, 1986.6.2. Viscount Buckmaster, col. 570.)
- 14 注18参照。
- 15 スタラードの発言。(HL, 1993.5.10. Education Bill, col. 1092, 1094.)
- 16 制度の詳細は、次の8点にまとめられる。括弧内は根拠となる法令等である。
1. 公的補助を受ける初等学校は全て、性教育をそもそもするかどうか、あるいはどの段階でするかについて独自に決定する。(1986年第2教育法第18条)
 2. 公的補助を受ける中等学校は、全て、全生徒を対象としてHIV/AIDS、その他の性感染症を含む性教育をしなければならない。(1993年教育法第241条)
 3. 性教育は、道徳的配慮と家族生活の価値を助長するような形でしなければならない。(1986年第2教育法第46条)
 4. 各学校は性教育に関する方針を作成し、常に改訂した最新のものとし、それを全ての親に文書で供しなければならない。各学校が実施する性教育の管理責任主体は学校理事会とする。(1986年第2教育法第18条、1993年教育法第241条)
 5. ナショナル・カリキュラムのサイエンスにはHIV/AIDS、その他の性感染症、生物学的視点以外の人間の性行動は含まれない。(1993年教育法第241条)
 6. 親は、初等、中等両学校においてナショナル・カリキュラム以外の全ての、あるいは一部の性教育から子どもを退席させる権利を持つ。(1993年教育法第241条)
 7. 地方教育当局は、同性愛関係を通常の関係として教えるような授業を助長してはならない。(1988年地方行政法第28条)
 8. 16歳(性交同意可能年齢…筆者注)未満の生徒に対する避妊指導に関しては、慎重でなければならない。(1956年性犯罪法(The Sexual Offences Act 1956)第5条及び第6条、1969年家族

法改革法 (Family Law Reform Act 1969) 第 8 条、1977 年国営医療制度法 (National Health Service Act 1977) 第 5 条、教育省 (Department for Education, DFE) 回状 5/94 (Circular 5/94 第 39 項目)

- 17 1960 年代の終わりから 1970 年代の始めのイギリスにおける望まない妊娠の実数は 20 万とも 30 万ともいわれ、正式統計においても年間 13 万件以上の 10 代の妊娠が把握されるようになっていた。少女の妊娠は、単に個人の行動選択の問題にとどまらずに少女たちの貧困問題でもあり、教育の欠陥、産まれてくる子どもの劣悪な生育環境、時にはドラッグその他の犯罪ともつながる問題であり、産まれてくる子どもたちも将来高い確立で 10 代の親になる長期的根幹を持つ問題であった。
- 18 実のところ、性教育に信念を持つ親と、性教育を学校に期待する親のどちらが世論の主流であるかは、長らく不明であった。それを明らかにしたのは、1985 年の I. アレンによる性教育に関する大規模調査である。アレンは、イングランドの北東地区、ミッドランド地区及び南西地区からそれぞれ 1 カ所の合計 3 つの地域を対象に、そこに住む 14 歳から 16 歳の子どもたち 209 人とその親 212 人を対象にインタビュー調査を行った。同調査では、43% の子どもは母親と性について語ったことがないと答え、父親とは 72% の子どもが語ったことがないと答えた。また、親の 11% は親が性教育のすべての責任を持ちたいと答え、親の 27% は学校に性教育の責任のすべてを持ってほしいと答えた。Isobel Allen, *Education in sex and personal relationship*, Policy Studies Institute, 1987.
- 19 第 2 次大戦後のイギリスは、世俗化の進行が顕著であった。例えばイギリスにおける最大宗教勢力であるイギリス国教会の登録者数は 1950 年の 300 万人が 1990 年には 150 万人に半減し、日曜礼拝の出席率は 1950 年に約 4 割だったものが 1990 年には約 1 割となっている。Steve Bruce, *Religion in modern Britain*, Oxford University Press, 1995, p.36, 40.
- 20 Social Exclusion Unit, *Teenage Pregnancy*, presented to Parliament by the Prime Minister by Command of Her Majesty, June 1999.
- 21 Paul Willes, *Learning to labour: How working class kids get working class jobs*, Columbia University Press, 1977 は、代表的なものである。
- 22 小玉重夫「学校選択と政治概念の転換」田原宏人・大田直子編『教育のために』世織書房、2007 年、53 頁。
- 23 事実、必修化した性教育は、自律的人間の育成を目的とし続けている。2002 年に出される性教育に関する指針は、「性教育の目的は、若者の身体的、感情的、道徳的発達を支援し、自分自身を理解し他者を尊重して健康な関係を形成し維持する手助けを通じて、大人として生活できるための準備を援助することである。」としている。(Office for Standards in Education, *Sex and Relationships*, 2002.) 具体的には、性と人間関係に関する知識とスキルの教育、10 代の妊娠問題の負のスパイラルの減速、親密で安定的な人間関係の形成のサポート、ドロップアウトの学校内外セイフティーネットなどの諸策が構想されている。
- 24 中山道子「近代個人主義と憲法学 公私二元論の限界」東京大学出版会、2000 年。
- 25 中山のポイントのまとめは以下を参照。広瀬裕子「公私二元論の批判的再考——今後の教育行政学展開の出発点として——」日本教育行政学会編『学会創立 40 周年記念 教育行政学の回顧と展望』2006 年。